

大西市長になって急に増えた市の借金～大型ハコモノ推進が原因

市民 1 人あたり
赤ちゃんから大人まで

借金 68 万 5,493 円、貯金 5,895 円、借金が貯金の **116 倍**

「ハコモノ優先」から「暮らし優先」の熊本市へ

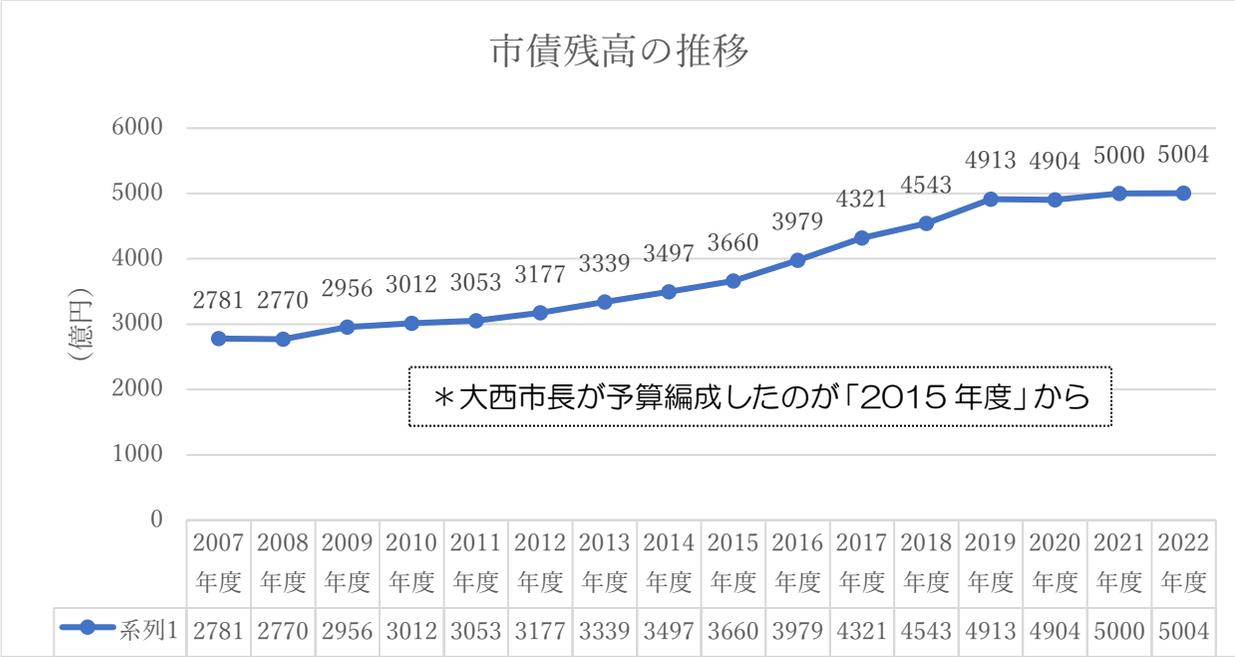
過去 15 年で一番低い市債残高は、2008 年度の 2,770 億円。2022 年度は 5,004 億円となり、1.8 倍に増えました。グラフからは、大西市長就任後の予算編成が始まった 2015 年度から市債

残高が急激に増えていることがわかります。赤ちゃんから大人まで、市民一人当たりの借金は 685,000 円、一方で貯金は 5,900 円。借金が貯金の 116 倍です。

自治体運営に欠かせない経常的経費（人件費・扶助費・公債費等）の収入に占める割合が「経常収支比率」です。この割合が高くなると、余剰財源が少なく余裕のない財政となります。熊本市は、年々増え、余裕のない財政へ悪化しています。社会保障費の自然増による扶助費増は避けられず、大型ハコモノ推進によ



る公債費等の上昇が影響しています。ハコモノ優先から暮らし優先へと切り替える時です。



弁護士による「無料法律相談」のご案内

日本共産党が毎月定例で行っている無料の法律相談です。どなたでもご利用できます。また、生活相談も合わせて行っています。「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 9月20日（水） 午前10時～12時
中央区・たんぼぼ法律事務所（大江5-16-1-1F） TEL 328-2656
- 9月26日（火） 午後3時～5時
東区生活相談所（新生2-5-18ハイツふかだ1F） TEL 328-2656
- 10月10日（火） 午前10時～午後4時
西区・さくら法律事務所（京町本町1-22） TEL 090-8667-3148
- 10月12日（木） 午後1時～4時
南区・菜の花法律事務所（南区江越1-17-12） TEL 322-7731
- 10月21日（土） 午後6時～8時
北区生活相談所（武蔵ヶ丘1-10-1） TEL 338-2001

日本共産党
熊本市議会だより

NO. 1337
2023年9月10日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

熊本市中央区手取本町1-1
発行：日本共産党熊本市議団

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
HP：共産党 熊本市議団

検索

上野みえこ
(中央区)

いせり栄次
(東区)

9月議会に日本共産党から2件の意見書(案)を提案しました

日本共産党熊本市議会だより 2023年9月10日号 (No.1337)

現行の健康保険証を残すことを求める意見書(案)

健康保険証と一体化したマイナンバーカード利用を国民に強制するマイナンバー法等改正案が、6月2日の参議院本会議で可決、成立した。

法案可決後も、次々とマイナンバーカードの誤交付や別人への紐付け、医療機関の資格認証機器のトラブルなど、重大な問題が噴出しているが、政府は2024年秋の健康保険証の廃止を撤回していない。

国会審議を通じ、障害者や認知症の人、高齢者などがマイナンバーカードの手続き・取得・管理ができず、健康保険証を持っていない人も出る制度的重大問題が明らかになった。障害者のカード取得では、「申請の際に顔写真がうまく撮れない」、「自筆署名が出来ず、窓口で断られた」等が報告されている。

また、現在、多くの介護施設では、入所者の健康保険証を施設で預かっているが、マイナンバーカードの代行申請は、本人同意が難しい上に、仮に申請手続きができて、施設でのカードと暗証番号の管理は困難である。

申請手続きができない人がいるなかで、政府は具体的な対策を示せていない。健康保険証の廃止で、膨大な数の「保険証を持っていない人」が生まれ、保険料を払っても保険診療を受けられない人が続出し、国民皆保険制度の根幹を破壊する重大問題に発展しかねない。患者・利用者や医療・介護現場も大混乱に陥ることは明白である。

保険証廃止に反対世論が急速に拡大するなか、新聞各紙も社説などで「保険証の廃止、見直しは今からでも遅くない」など、政府の強引なやり方を批判し、共同通信社の世論調査では、延期・撤回が72・1%に上っている。

健康保険証廃止は、国民皆保険制度の下で守られている命と健康を脅かすものである。よって、政府に対し健康保険証廃止を中止し、国の責任ですべての国民にこれまでどおり健康保険証を交付するよう強く求める。

意見書とは、地方議会の意思を意見としてまとめ、国会や各関係機関に提出するものです。



原発汚染水の海洋放出を直ちに中止する等を求める意見書(案)

政府と東京電力は、「関係者の理解なしには、いかなる処分を行わない」とした2015年の福島県漁連との約束を反故にし、今年6月全漁連総会の「海洋放出には反対」特別決議に背を向け、各方面から反対の声がある中、8月24日から東京電力福島第1原発で発生した汚染水(アルプス処理水)の海洋放出を開始した。

マスコミの世論調査で9割が「風評被害が起きる」と回答、風評被害が避けがたいことは、政府も認めていた。その懸念が現実となり、海洋放出の開始を受け、日本の水産物の最大の輸出先である中国が輸入全面禁止、香港も福島・宮城など10都県からの水産物を輸入禁止にした。

海洋放出に先立ち、首相は福島第1原発を視察し、東京電力へ風評被害の賠償を求め、東京電力は風評被害対策・漁業継続支援等の基金を設けた。しかし、海洋放出は30年以上続くとされており、風評被害の長期化は、漁業継続を危うくし、原発事故の被害者にさらなる被害を押し付けることになる。さらに、漁業のみならず加工品・輸送・卸業や観光への影響が出ることも避けられず、福島の復興の重大な障害となる。

東日本大震災で、福島第1原発は、核燃料が溶け落ち、建屋が爆発する深刻事故を起こした。溶け落ちた核燃料冷却のため原子炉に流し込んだ水が高濃度の放射能汚染水となり、原発敷地内のタンクに保管された高濃度トリチウム汚染水は、130万トンを超え、日々90トン増えている。汚染水のタンク保管は限界との判断で海洋放出となったが、建屋地下に流入する地下水を止められず、汚染水は増え続け、増加を止める見通しはない。専門家が指摘するように、汚染水発生を止める対策に真剣に取り組むことが不可欠である。

今必要なことは、福島の復興の障害となる海洋放出をやめて、汚染水の増加を止めることをはじめ事故収束に力を尽くすことである。

政府として、福島第1原子力発電所の汚染水放出を直ちに中止し、汚染水発生を止めるために、特段の措置を取ることを要望する。